

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方

「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入に向けた制度整備」

に対して提出された意見及び当該意見に対する総務省の考え方

〔意見期間：令和8年7月11日（土）～令和8年8月10日（月）〕

意見提出者：計10件（法人等4件、個人6件）

【意見提出者一覧（五十音順）】

楽天モバイル株式会社	ソフトバンク株式会社	自然科学研究機構国立天文台 電波天文周波数委員会
一般社団法人日本アマチュア無線連盟	個人（6件）	

【提出意見件数（意見提出者数）：10件】

No.	意見提出者	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	楽天モバイル株式会社	全般	本改正は情報通信審議会からの「非静止衛星を利用する移動衛星通信システムの技術的条件」のうち「衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの技術的条件」について一部答申された内容に基づき、本システムの導入に向けた制度整備を行うために、電波法施行規則等の一部を改正するものであり、本省令案等に賛同いたします。 本システムの導入により、既存の携帯電話端末から衛星通信を利用することが可能となり、離島、海上、山間部等の通信インフラが整備されていない地域を効率的にカバーして当該地域に通信サービスを提供するとともに、自然災害時等の非常時においては既存の携帯電話網を補完する通信手段として利用することにより、電波の有効利用が拡大すると考えております。 また、本省令改正案は電波政策懇談会における「陸・海・空・宇宙といったあらゆる空間における電波利用の拡大への対応」として、「衛星ダイレクト通信の円滑なサービス開始に向けて、総務省においては、技術基準の策定を速やかに行う」との報告に沿うものであり、本制度整備に向けた取り組みに感謝申し上げますとともに、本システムの速やかな導入に向け、本省令案等の公布および施行につきまして、速やかな対応を希望致します。	本案への賛同意見として承ります。	無

2	ソフトバンク株式会社	全般	700MHz帯の衛星ダイレクト通信は、衛星・地上ネットワークでの同一周波数利用が前提となるため、運用には地理的な分割等の措置が必要となります。その際、特に、移動局から衛星へのアップリンク干渉を回避する観点から、700MHz帯衛星ダイレクト通信のサービスエリアの設定に際しては、移動通信システムの地上エリアの端部から一定程度の離隔距離を確保する必要がある点について、十分な配慮が求められるものと考えます。 また、令和8年6月に一部答申された衛星通信システム委員会報告では、「開設計画の認定期間中における当該周波数の衛星ダイレクト通信での利用は、認定を受けた開設計画の内容に抵触しない範囲に限定して行われることが必要である」とされています。 このため、本省令等の施行後においても、認定開設者においては、移動通信システムの地上エリアと700MHz帯衛星ダイレクト通信エリアの地理的離隔を適切に確保するとともに、認定を受けた開設計画に従い、地上系の特定基地局を計画どおり整備・開設し、当該開設計画が着実に履行されることが重要と考えます。あわせて、その履行状況についても適切な監督が行われることを期待します。	電波法関係法令に基づき、総務省として適切な制度運用に努めてまいります。	無
3	自然科学研究機構 国立天文台 電波天文周波数委員会	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 他の無線局との干渉調整等	700 MHz帯非静止衛星通信システムのフィーダリンクのアップリンクで使用する45.7-47.0 GHzは、電波天文にとって重要で一次分配のある42.5 - 43.5 GHzに近い周波数帯です。共用検討の結果が示された衛星通信システム委員会報告書では、電波天文への有害干渉を避けるために「GW地球局については、適切な離隔距離の確保が必要」とされています。GW地球局が福島にある場合には必要離隔距離が確保できるため共用可能という結論ですが、今後福島以外に設置する場合は離隔距離の確保あるいは個別の運用調整が必要となります。 電波天文局は受信のみの業務のため電波法上の「無線局」ではありませんが、無線局の目的別審査基準における「他の無線局との干渉調整等」の対象として、離隔距離を確保するために事前の運用調整が必要なことを適切に明記いただきたくお願いいたします。	フィーダリンクで使用する地球局等については、免許申請の都度、具体的条件の下で、電波天文の受信設備を含む既存無線局等への干渉影響を確認し、その結果を踏まえて免許の可否を個別に判断することとしております。	無
4	一般社団法人日本アマチュア無線連盟	フィーダリンク地球局	この度の意見募集について、当連盟として次のとおり意見を提出いたします。 アマチュア無線で使用している47.0-47.2GHz帯と隣接周波数を使用するフィーダリンク衛星局・地球局間通信との間における与干渉・被干渉については、他の無線システムとは異なり、十分な干渉影響に関する共用検討が行われていないことを、当連盟として大変遺憾に存じます。 これまで検討されてきた衛星通信システム委員会報告の資料を拝見すると、既に共用検討が行われた「38GHz帯無線アクセスシステム」の送受信諸元におけるアンテナ利得は42.6dBiであり、アマチュア無線においても47GHz帯ではアンテナ利得45dBi程度を使用しており、比較して近似しているほか、送信電力についても一部相違はあるものの、全体として類似した条件であると考えられます。つきましては、十分な干渉影響について検討を行っていただくことを希望いたします。 なお、アマチュア無線における47GHz帯の運用では、山岳地等へ移動し、高利得アンテナを使用した運用形態も多く見られます。このため、フィーダリンク地球局近隣での運用など、免許時の想定を超える与干渉・被干渉が発生する可能性も考えられます。	フィーダリンクで使用する地球局等については、免許申請の都度、具体的条件の下で、アマチュア無線局を含む既存無線局等への干渉影響を確認し、その結果を踏まえて免許の可否を個別に判断することとしております。	無
5	個人1	-	47.0—47.2GHzの一次業務であるアマチュア無線周波数は45.5-47.0GHzの衛星へのフィーダリンクとの隣接周波数になっており、他の既存無線システムと同様に共用検討後に制度化するものと考えます。本制度化は共用検討せずに進めているため前提要件を満足していないのではと考えます。		

6-1	個人2	平成15年総務省告示第344号 (外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件)の一部を改正する告示案について	のちに出された令和8年8月4日付報道資料『電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集』と、改正箇所が重なっている(ぶつかっている)のではないでしょう。 第2項において、 ○7月10日付改正案(700MHz帯衛星ダイレクト通信対応) 15号を改正、16号(NB-IoT)・17号(eMTC)を割り込ませ新設、旧16号(ローカル5G)を18号に繰り下げ。 ○8月4日付改正案(免許手続きの迅速化・簡素化) 7号を改正(RedCapをここに巻き取り)、8・9号を削り、旧10・16号を繰り上げ8・14号に、15号(ローカル5G RedCap)を新設。	本案の施行前に他の改正条文が施行され、対象条文に変更が生じた場合には、その内容を踏まえ必要な条文の整理を行います。	無
6-2		令和6年総務省告示第447号 (シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備等の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件)の一部を改正する告示案について	(1) 列記の最後に「及び」を入れる／入れないの統一を。 改正後の1項4号の表の3列目(見出し列を除く、以下同じ。)では、以下のとおり「及び」あり。 「...八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。」 同 9列目では、以下のとおり「及び」なし。 「...四、一〇〇MHz以下、四五〇〇MHz以上四九〇〇MHz以下を除く。」 なお、改正前の1項3号の表の5列目では、「及び」なし。 「...二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。」 (2) 改正前の表の注で、末尾の「。」が欠落。 改正前の1項1号(1)の表の注で、「...周波数とする」に続いてあるべき「。」が欠落。 同号(2)、および、同項2号においても同様。	ご意見を踏まえ、記載の不統一及び誤記を修正いたします。	有

7	個人3	-	意見の要旨 本改正案の全部に賛成します。 国民にとって明確な利益があり、かつ減税派の立場から見て、新たな税負担や政府支出の増大を招かず、民間活力と既存の電波資源を最大限活用して公共の便益を高める健全な制度整備であるためです。国民に不利益を与える部分は見当たらないため、反対すべき箇所はありません。 賛成する理由（国民利益と減税派の観点） 1. 国民の利益（通信格差の解消と災害時の安全確保） 本制度整備は、衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システム（サービスリンク：上り715-718 MHz、下り770-773 MHzなど）の導入を可能にするものです。離島・海上・山間部など地上インフラが十分でない地域を効率的にカバーし、自然災害時の通信手段としても有用です。既存のスマートフォンで衛星と直接通信できる仕組みは、国民の通信アクセスを向上させ、緊急時の安否確認や情報伝達を確実にします。これにより、災害による人的・経済的被害を抑制し、長期的に国民生活の安定に寄与します。 2. 減税派として強く評価できる点（税負担増なし・民間主導の効率化） - 大規模な地上基地局建設や政府による直接的なインフラ投資を必要とせず、民間事業者（衛星コンステレーション運営者および携帯事業者）の技術・投資によりカバーを実現します。これは「民間にできることは民間に任せる」原則に沿い、公費投入を最小限に抑えるものです。 既存の携帯電話用700 MHz帯の一部を、干渉防止措置を講じた上で移動衛星業務に活用する周波数割当計画の変更は、有限な電波資源の有効利用そのものです。新規の周波数確保や大規模再編に伴うコストを避け、行政コストを抑制します。 技術基準（占有周波数帯幅、不要発射の強度、審査基準など）や混信防止条件の明確化は、既存システム（地上デジタルテレビ、特定ラジオマイク、ITSなど）との共存を確保しつつ、過度な規制ではなく必要な最小限のルール整備です。これにより、サービスの早期導入が促進され、競争を通じた料金の低廉化やサービス向上が期待できます。 結果として、過疎地対策や災害対策に充てべき公費の削減・効率化につながり、税負担を増やさない方向で国民全体の利益を拡大します。 3. 不利益部分について 本改正案を精査しても、国民に不利益を及ぼす部分（新たな税金・手数料の賦課、民間への不当な負担転嫁、競争制限、電波秩序の破壊など）は認められません。技術基準の設定や干渉防止措置は、むしろ電波の適正利用と既存利用者の保護に資するものであり、経過措置も適切に設けられています。したがって、反対する部分はありません。 要望（減税派としての追加意見） 制度施行後も、技術基準が過度に厳格化されて機器コストを不必要に押し上げ、利用者負担増につ	本案への賛同意見として承ります。 国際標準との整合や柔軟な運用に関するご要望については、今後の施策の参考とさせていただきます。	無
---	-----	---	--	--	---

			ながらないよう、国際標準との整合や柔軟な運用を維持してください。 周波数の共用状況を定期的に検証し、遊休や非効率が生じた場合はさらなる民間開放や規制緩和を検討してください。これにより、長期的に税負担を増やさない健全な電波行政を実現できます。 意見募集結果を踏まえ、速やかに制度整備を進め、国民が早期に恩恵を受けられるようにしてください。 以上の理由から、本省令案・関連告示案・訓令案の全部に賛成し、迅速な制度化を強く支持します。		
8-1	個人4	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案 別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第3 衛星関係 1 システム別審査基準（19）エ（7）B	* **意見の要旨** 特定の民間システム名（Blue Birdシステム）の明記を避け、技術的要件および軌道要素による包括的な表現に改めるべきである。 * **意見及び理由** 審査基準案において「Blue Birdシステムの人工衛星局」と特定の民間システム名が名指しで規定されています。公的な審査基準において特定のシステム名を明記することは、技術的中立性および今後の他事業者参入時における公平性の観点から課題が残ります。 将来的により多くの事業者が同様の700MHz帯を用いた非静止衛星通信システムを導入しようとした際、その都度審査基準を改正せねばならず、行政手続きの硬直化や参入障壁を招く恐れがあります。 比較的容易に実施できる改善点として、システム名を削除して「高度500kmから700kmまでの軌道に位置する非静止衛星通信システムの人工衛星局」とするか、あるいは「Blue Birdシステム等の非静止衛星通信システムの人工衛星局」のように記述を包括化することで、公平性と将来の拡張性を確保することを提案します。	電波法関係審査基準の改正案は、BlueBirdシステムの無線局諸元を前提とした共用検討の結果を踏まえて策定したものであり、700MHz帯の周波数を使用する非静止衛星通信システム一般を対象とすることは想定していません。 また、地球局等の免許申請においては、通信の相手方となる人工衛星又は衛星通信システムが特定されることが適切であるため、本審査基準案ではシステム名を記載しています。したがって、本案については、原案のとおりとします。	無

8-2		電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準第3 衛星関係1システム別審査基準（19）コ（7）（ウ）	* **意見の要旨** 特定ラジオマイク等の既存局免許人への情報提供や窓口設置について、関係事業者間での共同実施や共通プラットフォームの活用を容認・推奨する文言を追加すべきである。 * **意見及び理由** 案では、既存の特定ラジオマイク等の免許人に対し、人工衛星局のビーム照射区域に係る情報の事前提供や問合せ窓口の設置などを申請者（事業者）に求めています。しかし、特定ラジオマイクはイベント等で移動して運用されることも多く、将来的に複数の衛星事業者が参入した場合、個々の事業者が個別に情報提供や窓口対応を行う形式では、地上の既存免許人側における情報確認の負荷が過大になり、運用の実効性が低下する懸念があります。 比較的容易にできる改善点として、該当規定の末尾に「（関係事業者間で共同して実施する措置を含む。）」などの文言を追加することを提案します。これにより、事業者間で共通の情報提供プラットフォームやワンストップの共同窓口を構築することが制度上明確になり、既存局免許人の利便性向上と事業者側の運用負荷軽減を両立させ、干渉調整の実効性を高めることが可能となります。	情報提供等の具体的な方法については関係事業者間の調整・判断に委ねることが適切であり、制度上特定の手法を示す必要はないと考えられることから、原案のとおりとします。	無
9	個人5	-	本省令案等の公表および意見募集にあたり、現在日本社会を深刻に蝕む経済格差の拡大というすべての元凶、および通信や電波利用の分野において金儲け優先の構造がもたらしめている数々の矛盾と過剰な負担に対し、重大な懸念と強い怒りをもって以下の通り意見を述べさせていただきます。 第一に、携帯電話や通信インフラは、現代社会において生活必需品であり極めて重要な公共インフラであるにもかかわらず、大手事業者による寡占状態、複雑怪奇なセット割引、巧妙な囲い込みや乗り換え制限、さらにはサポート終了を口実にした端末の強制買い替えビジネスや高騰化が野放しにされてきたという現実に対する徹底的な是正です。生活苦や物価高に喘ぐ一般の労働者・生活者を尻目に、特定の通信キャリアや大資本が金儲けを最優先し、過度なコストや複雑な料金プランの負担を国民に押し付け続ける構造は、社会の分断と格差の拡大を加速させる元凶にほかならないため、直ちに公共料金並みの厳格な規制と公平性の担保へと舵を切るべきです。 第二に、セキュリティ対策、防災、あるいは最新の通信システムの導入やデジタル化という美名の下で、次々と新たな無線・衛星の管理枠組みや不要な制度変更を重ねるアプローチは、実効性を伴わない「いたちごっこ」の形骸化した管理強化にすぎません。現場の実態や一般市民の生活実感を置き去りにしたまま、管理・監視の網や形ばかりのシステム対応を広げる行政手法は、国民のプライバシーを脅かし、不要なコストや手続きの負担を強いるものであり断じて容認できません。 第三に、行政や総務省が真に注力すべきは、特定事業者のための過剰な電波・インフラの利便性向上や、実態を無視した形骸化したデジタル投資の推進ではありません。最優先されるべきは、格差の拡大に苦しむ勤労者や生活者の生活防衛であり、通信の公共化と、すべての市民が過度な負担や分断を感じることなく安心して暮らせる、公正で開かれた社会経済基盤の構築です。金儲け優先の社会構造を終わりにするため、特定資本の論理を優遇する制度設計を根底から改め、国民生活全体の公平性と納得感を担保する政策運営を強く求めます。	ご意見として承りますが、「厳格な規制」、「公平性の担保」、「国民生活全体の公平性と納得感を担保する政策運営」などの具体的な内容が明らかでないため、本案については、原案のとおりとします。	無

10	個人6	1. 制度導入の方向性について 離島、海上、山間部その他地上携帯電話網の整備が困難な地域の通信確保や、大規模災害等により地上基地局が利用できなくなった場合の通信手段として、衛星コンステレーションを活用する方向性には賛成します。 一方、700MHz帯は我が国の携帯電話通信に利用される重要な電波資源です。一般国民の携帯電話が外国企業を含む衛星ネットワークと直接通信し得る制度を整備する以上、利便性だけでなく、通信主権、情報保全、サイバーセキュリティ及び経済安全保障を制度設計の中心に位置付けることを要望します。 2. 日本の電波資源に対する国内の管理権限を確保すること 電波は国民共有の有限な資源であり、外国企業又は外国政府が実質的に日本の周波数利用を支配する状態を生じさせてはなりません。 今回の制度では700MHz帯の衛星利用は既存業務に対する二次業務として位置付けられていますが、この原則を厳格に維持し、日本国内の携帯電話事業者及び総務省が周波数利用を実質的に管理できる制度としてください。 外国衛星事業者との契約や技術仕様によって、事実上外国企業が日本国内で使用する周波数、サービス地域、通信の優先順位等を自由に決定できる状態とならないことを求めます。 日本国内で利用する電波については、日本法及び日本政府の監督権限が確実に及ぶことを制度上明確にしてください。 3. 外国企業による不正な情報取得を防止すること 衛星通信では、通信内容だけでなく、 ・ 端末識別情報 ・ 契約者情報 ・ 位置情報 ・ 通信日時 ・ 接続先 ・ 通信履歴 ・ ネットワーク運用情報 等の重要情報を事業者が技術的に取り扱う可能性があります。 これらの情報が外国衛星事業者、海外の関連会社、外国政府その他第三者によって不正に取得・利用されないことを制度上担保してください。 特に、通信経路の一部が国外に存在する場合について、どの国の設備・地上局・データセンター・クラウド等を経由するのかを携帯事業者及び行政が把握できる制度としてください。 4. 日本国内データの国外移転を厳格に管理すること 可能な限り、日本国内の利用者に関する通信管理情報、位置情報その他重要情報について、国内で処理・保存できる体制を求めます。 国外で処理又は保存する必要がある場合には、 ・ 保存国 ・ 保存事業者	本案は、衛星コンステレーションによる携帯電話向け700MHz帯非静止衛星通信システムの導入を可能とするため、情報通信審議会からの一部答申を踏まえ、電波法の枠組みの下で関係規定の整備を行うものです。 ご意見全般について、今後の施策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。	無
----	-----	--	--	---

		・保存期間 ・アクセス権限 ・第三者提供の条件 ・外国政府から開示要求を受けた場合の対応 等を明確化してください。 外国法に基づく開示命令等によって、日本国内利用者の情報が日本政府の関与なく外国政府へ提供されるリスクについても事前に審査すべきです。 特に国、自治体、防衛、警察、消防、医療その他重要インフラ関係者の通信については、通常以上に厳格な情報管理を求めます。 5. 外国衛星事業者・関係会社の実質的支配者を確認すること 外国企業と契約する場合、表面的な法人名や登記国だけでなく、 ・実質的支配者 ・主要株主 ・外国政府からの出資・支援 ・親会社及び関連会社 ・衛星の運用主体 ・地上局運用主体 ・ソフトウェア開発主体 等を確認してください。 外国政府、外国軍、外国情報機関その他これらと密接な関係を有する主体による不当な影響を受ける具体的な安全保障上のリスクが確認された場合には、日本の携帯電話通信への参加を制限又は停止できる制度を求めます。 6. 外国製設備・ソフトウェアの安全性を技術基準だけで判断しないこと 今回の制度案には、一定の外国無線設備について国際的な技術基準との適合性を確認する制度整備も含まれています。 しかし、電波干渉等の技術基準に適合していることと、情報安全保障上安全であることは別問題です。 外国製設備については、 ・バックドア等の不正機能 ・遠隔操作機能 ・ファームウェア ・ソフトウェア更新経路 ・暗号鍵の管理主体 ・脆弱性管理 ・保守担当者のアクセス権限 等についても確認してください。 必要な場合には第三者機関によるソースコード・ファームウェア等の安全性検証を行える制度とすることを要望します。		
--	--	---	--	--

		7. 外国衛星事業者への過度な依存を避けること 日本の携帯通信圏外対策や災害通信が、特定の外国衛星事業者一社又は少数企業に依存する状態を避けてください。 外国企業への過度な依存が生じれば、外交関係の悪化、外国政府による規制、事業者の経営判断、料金変更、システム障害等によって日本の通信サービスが影響を受ける可能性があります。 複数事業者の利用可能性、国内技術の育成、代替通信手段の確保等を進め、特定外国企業がサービスを停止しても日本の通信機能を維持できる体制を整備してください。 8. 緊急時には日本側が運用を統制できること 大規模災害、武力攻撃、重大なサイバー攻撃その他国家的緊急事態において、外国企業側の判断を待たなければ通信を維持・変更できない制度としてはなりません。 日本政府及び国内携帯事業者が必要に応じ、 ・通信の優先順位変更 ・特定地域への通信確保 ・不正端末の遮断 ・サービス継続命令への対応 ・他の衛星・地上網への切替え 等を実施できる技術的・契約上の権限を確保してください。 日本の国民の生命・安全に関係する通信について、外国企業が一方的に停止・制限できない体制が必要です。 9. 地上通信網を衛星通信で安易に代替しないこと 衛星通信の導入を理由として、国内の基地局、光回線その他地上通信インフラへの投資を過度に削減しないことを求めます。 衛星通信は災害時や圏外地域の補完手段として有用ですが、外国衛星事業者への依存を抑える観点からも、国内通信基盤を維持することが重要です。 平時の地上通信と非常時・圏外時の衛星通信を組み合わせ、多重化された強靱な通信基盤としてください。 10. 日本資本の海外流出を検証すること 衛星通信サービスの導入によって、日本の携帯事業者や利用者が支払う料金、設備投資費、衛星利用料等が長期間にわたり国外へ流出する可能性についても検証してください。 外国衛星事業者等との契約については、可能な範囲で、 ・年間支払額 ・契約期間 ・料金改定条件 ・国内設備への投資額 ・国内企業への発注額 ・国内雇用や技術移転への効果 等を確認し、日本側が過度に不利な契約条件を負わないようにしてください。 特に公的支援、補助金、政府系金融等が関係する場合には、最終的な資金受益者を確認し、公費が	
--	--	---	--

		実質的に外国企業の利益へ過度に移転することを防止してください。 11. 国内衛星・通信技術の育成を進めること 外国衛星サービスを利用するだけでなく、日本国内の衛星、通信設備、アンテナ、半導体、ソフトウェア等の研究開発・生産能力を維持・強化することも重要です。 短期的な価格の安さだけを理由として海外サービスへ全面依存すれば、将来的に日本国内から技術や人材が失われるおそれがあります。 衛星通信導入による経済効果については、外国企業への支払額だけでなく、国内企業への発注、国内雇用、技術蓄積、サプライチェーン強靱化等も評価してください。 12. 重大な情報漏えい等が発生した場合の措置を明確にすること 衛星事業者又は関連事業者について、 ・ 重大な情報漏えい ・ 不正な情報取得 ・ 無断の第三者提供 ・ 外国政府等への不適切な情報提供 ・ 重大なサイバーセキュリティ違反 ・ 虚偽報告 等が確認された場合には、改善命令だけでなく、重大性に応じて日本国内でのサービス制限、利用停止、契約見直しその他必要な措置を講じられる制度を整備してください。 また、事故発生時には原因、影響人数、流出情報、再発防止策等について速やかな報告を義務付けてください。 13. 制度導入後の透明性と検証 制度導入後には、 ・ 衛星直接通信の利用者数 ・ 圏外解消効果 ・ 災害時の利用実績 ・ 通信障害 ・ 情報漏えい ・ サイバー攻撃 ・ 外国事業者への支払額 ・ 国外へのデータ移転状況 ・ 国内への設備投資効果 等について継続的に検証してください。 安全保障上の秘密や企業秘密に配慮しつつ、国民が制度の安全性と効果を確認できる範囲で公表することを要望します。 14. 総括 衛星コンステレーションによって、離島、海上、山間部等の通信圏外を減少させ、大規模災害時の通信手段を確保する方向性には賛成します。 しかし、700MHz帯は我が国の重要な電波資源であり、一般国民の携帯電話が衛星ネットワークへ直		
--	--	---	--	--

			接接続する制度である以上、外国事業者への依存や情報流出のリスクを軽視すべきではありません。 日本の電波については日本側が実質的な管理権限を維持し、外国企業や外国政府が不当に通信情報、位置情報等を取得できない制度としてください。 外国衛星・外国製設備を利用する場合には、実質的支配者、データ処理場所、外国政府との関係、サイバーセキュリティ、サービス停止リスク等を厳格に審査し、重大なリスクが認められる事業者については利用制限を可能とすることを要望します。 同時に、日本の携帯事業者・利用者から外国企業へ資金が過度に流出しないことを検証し、国内通信・宇宙産業への投資、技術、人材を維持してください。		
--	--	--	---	--	--